

第38回鳥取地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年2月2日（木）午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

安西儀晃、大島義典、笹川修一、佐藤順、西村教子、西村光弘、福本紳二、
間庭弘美、森木田邦裕（委員長）

（事務担当者等）

松嶋民事首席書記官、山本刑事首席書記官、有井事務局長、松本家裁総務課
長、渡邊家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

(1) テーマ：裁判所仮庁舎の利用環境について～来庁者の利便性の向上を目指
して～

(2) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が、仮庁舎における利用環境を説明した上で、①民事訴訟の口頭弁論期日に呼び出された被告、②相続放棄の手続案内を受けるために来庁した身障者の2パターンを想定して目的地までの動線を委員に見ていただいた後、意見交換した。

要旨は別紙のとおり。

6 次回開催期日等

(1) 次回テーマ

追って決定する。

(2) 次回開催日

開催候補月を令和5年6月とし、日時については追って指定する。

以 上

(別紙)

○委員長

事務担当者による説明と、その後の庁舎見学を踏まえ、質問等はありませんでしょうか。

○学識経験者委員A

身障者用の駐車場からスロープの方角へ向かった時、建物（A棟）1階北側に面したドアが見えましたが、そこは一般の方でも入れるのでしょうか。

○事務担当者

そこは非常扉ですので、通常は開放しておりません。

○学識経験者委員B

正面玄関の受付カウンターの横に常時職員はおられないのでしょうか。

○事務担当者

普段は、守衛が着席していますが、あのエリアに暖房設備がないため、現在は横の当直室で待機して案内業務をしております。ただ、守衛の業務に庁舎の見回りなどもありますので、常時そこにいるわけではありません。

○委員長

守衛不在時には、玄関に入って右側の受付へ案内することとしています。

○学識経験者委員C

先ほど御案内いただいたように、法廷に行くか、家裁のほうに行く、この2種類しかないというという理解でいいのでしょうか。

○事務担当者

今回の庁舎見学では、一般来庁者の方が庁舎内で移動される動線で数が多いパターンを体験していただきましたが、そのほか、業者等の出入りはありますし、通常の民事の調停手続や刑事の手続のためにお越しになる場合など、他の移動パターンもあります。

○学識経験者委員D

裁判所の利用者は、裁判所から連絡や呼出しがあつて来られる場合と、自発的に来られる場合とがあると思いますが、後者の方が多いのでしょうか。

○委員長

民事の手続では呼び出されて来られる方が多いと思いますが、家裁の関係ですと、後見や相続関係の申立てのために自主的に裁判所に来られる方が多いと思われます。

○学識経験者委員E

待合室にテーブルが1つしかありませんでしたが、来庁者に対応できるのでしょうか。

○委員長

待合室は狭いですが、人が集まって行き場に困るという状況は、今までのところは発生していないと考えております。

それでは、意見交換に入りたいと思います。今回の意見交換のテーマとしては、まずは、この仮庁舎に駐車場がないなどアクセスのしにくさの問題に関して、御意見をいただきたいと思います。

○学識経験者委員F

身障者用の駐車場については、事前に裁判所へ連絡してもらえれば対応できるのですが、裁判所から呼出しをした方々に対しては、事前に裁判所に連絡をくださいなどの案内があつた方がよいと思ひました。また、身障者用駐車場に呼出しブザーの設置や担当者への電話連絡先の表示をし、到着した時点で職員に来てもらえるようなことができたならよいと思ひます。

○学識経験者委員D

市役所では、窓口に来られる方の目的も様々で数も大変多いので、総合窓口を置いています。裁判所ではそれほどたくさんの人の案内は必要ないと思ひますが、部屋の番号である①、②などがすぐ分かるように大きく表示し、さらに矢印も表示するなど案内を見直したほうがよいと思ひました。

また、法廷への案内サインがありましたが、足元付近に設置してあって見づらかったため、目線の高さぐらいに設置したほうがよいと思いました。

○学識経験者委員A

国道53号線に面したところにある案内が非常に小さいと思います。例えば、夜間工事で使う案内表示などを活用し、大きな表示で案内する方がよいと思いました。また、駐車場についても、駐車場がないためお近くの無料の駐車場を使うように事前に説明されているとのことでしたが、あまり裁判所に来ることのない私としては、近くの無料の駐車場と言われてもすぐには分かりませんでした。

案内された県庁北側駐車場などについても、裁判所として何台確保しているとか、そういうことはあるのでしょうか。裁判所へ来られる方が、一番多い時で何人ぐらいなのかとか、その辺を想定し、県と交渉して何台分は確保しておくなどすれば、明確にここに駐車してくださいと案内がしやすくなるのではないかと思います。

また、案内表示については、身障者の方が身障者用駐車場に車を止め、建物の中に入る時に、A棟とB棟の隙間の通路を通ろうという発想にはならないと思います。通常は外に回り、正面の入り口から入ろうとされると思うので、あの通り道を誘導する案内表示を、降車して見えるところに設置するのがよいと思います。

さらに、受付カウンターに今の時期は守衛さんが座っておられませんが、守衛さんがここにいるという案内をするとよいのではないかと思いますし、正面玄関から入った後、特に法廷に行くのに「B棟」という表示が非常に分かりづらかったので、B棟の入り口に「B棟」という大きな看板などで表示すると、視認性もとてもよくなるのではないかと思います。

B棟2階の法廷に上がる時に、足元には法廷への案内表示がありましたが、非常に分かりづらく、建物全体の案内板が動線とは違うところに貼ってあったので、動線上に貼ったほうがよいのではないかと思います。例えば、1階に2階の案内板を貼るとか、2階の階段の途中の正面に2階の法廷を案内表示するような感じで設

置したほうが分かりやすいのではないかと思います。

○学識経験者委員E

全体的に表示が控え目というか、ちょっと小さい感じがします。そもそも現在工事中で、今いるこの場所が臨時の施設ということですが、国道へ出たところに大きく矢印などでその旨を案内した方がよいと思います。

今回、パターンを分けて目的地に向かいましたが、病院や市役所でよくあるように、赤や青といった色を使った矢印で、1のパターンであれば赤を行けばよいとか、2のパターンであれば青を行けばよいというようにしてあると安心して進めると思います。裁判所では目的地を自分で探しながらということなので、なかなかたどり着けない感じがしました。

○委員長

病院などの表示について述べられましたが、F委員はどのようにお考えになりますか。

○学識経験者委員F

病院も時代が変わるごとにサイン表示も変化しています。今は高齢者が多く、視線が下になってきて、その視線に合わせてサイン表示の位置を設けるといって変わってきています。裁判所に来られる方は様々だと思いますが、視力の弱い方に対して見やすい色のもを使用した文字盤の設置を考えた方がよいと思います。

また、案内表示の高さが様々な位置だったので、一定の位置にしてもらった方が、次もこの辺に案内表示があるだろうと予測をして道順を探せるのではないかと感じました。

○学識経験者委員C

身障者の方の利用について、私はA棟とB棟の間の通路を利用した方が、階段もなくフラットで、利用しやすいと思いました。どちらにしても駐車場から入り口への案内がなかったので、それは設置したほうがよいと思います。

○学識経験者委員B

私は本社勤務の時代に、建物の管財業務をしていた時期がありましたが、本日見せていただいて問題点と感じたのが次の3つです。

まず、一番大きいのは、この建物では、消防の関係で廊下は全て災害発生時の避難経路になると思いますが、幅は十分取ってあるものの、本来、避難経路の両端には転倒する可能性のある物は置いてはいけません。裁判所の廊下に置いてあるものをいくつか揺すって確認しましたが、奥の相談室のリーフレット棚だけは固定されていましたが、正面玄関を入ったところやB棟階段下に置いてある大きめのリーフレット棚については固定されていないのを確認しました。

これでは地震などで倒れたときには避難の支障になります。固定されるか、リーフレット棚の設置方法を変えるべきであると思います。

次に、個人的には、入り口のところに「仮庁舎出入口」と書いてありましたが、初めて来た人は、「では本庁舎はどこか。ここは入っていいのか。」という感想を持つ人もいると思います。もし、私が表示を付けるのであれば、「裁判所」と表示し、しかも「出入口」ではなく、出るのは後のことなので、「入口」とします。したがって、「裁判所入口」と書いてある方が迷わずに入りやすくなると思います。

最後に、受付のところは暖房設備がないということで守衛さんが当直室の中におられるのは分かりますが、来庁者にとっては声をかけづらい状況だと思います。例えば、受付に「〇〇におりますので声をかけてください」という表示をするなどして、守衛さんに聞きやすい雰囲気づくりがあってもいいと思います。

○委員長

同じ国家機関の立場で、G委員から御意見はありますか。

○検察官委員G

検察庁の場合は、入ったところに守衛さんがいて、例えば被疑者であれば、呼出しがあったので来ましたと申し向けていただければ、被疑者待合室を案内することとしていますので、検察庁内で勝手に人が歩き回るといったことは無いです。

裁判所では、廊下に色で目的地ごとに矢印で表示すれば一番分かりやすいのでは

ないかと思いました。

○学識経験者委員C

裁判所は、人によっては慣れない場所で、言葉自体も聞き慣れない、普段使わないということもあると思いますので、案内板に詳細に書いてもあまり意味はないと思いました。

皆さんが先ほどからおっしゃっていますが、説明されなくても、入口や正面にただ、こっちですよと書いてあるだけで行けるようにした方がいいと思います。よくあるパターン以外では、とにかく守衛さんに聞いてくださいとか、総合受付はこちらですというように、3通りぐらいに絞ればよいと思います。

また、文字が小さくて、何が書いてあるんだろうという印象でした。聞き慣れない言葉も多くて分からない上、廊下が暗く、表示が小さい黒の文字で書いてあって見えづらいです。淡いピンク色もわかりづらいので、矢印にしる、文字にしる、大きくはっきり表示したり、正面のところに案内板を張って、これに沿ってあそこまで行けば分かるというような道筋を表示したりすればいいのではないかと思いました。

○委員長

庁舎内の案内表示に関して様々な御意見をいただいたところですが、私個人として1つ気になるのは、鳥取は車文化ですが、裁判所に来られても駐車場がないということをウェブサイト掲載以外にも告知する方法があればと考えています。その点、SNS等の発信手段もありますが、何かアイデアはありませんでしょうか。

○学識経験者委員A

有料駐車場は来庁者の負担でしょうか。

○委員長

有料駐車場については、来庁者の方の御負担でお願いしますと案内しております。しかし、有料駐車場に駐車することもあり得るということを認識して来ていただくのと、来てから有料に駐車しなければならないと分かるのでは、受け止め方も

変わるとは思います。

○学識経験者委員B

国道53号線沿いの案内にしても、白地に赤ぐらいで、2か所ぐらいに車から見
てぱっと分かるような感じで、駐車場がないことを表示し、その横に近隣の駐車場
を御利用くださいとちょっと小さめで書くなどすれば、仮に車で来たとしても、駐
車場がないことが、乗車した状態で分かると思います。

ところで、以前の旧庁舎の時は何十台ぐらい車を駐車できたのですか。

○事務担当者

旧庁舎の駐車場では、約60台を駐車することができました。

○学識経験者委員B

それがいっぱいになるようなことはありましたか。

○事務担当者

例えば、裁判員等の選任手続期日など、お車でお越しになる方がたくさんいる場
合には、交通整理をするということもありましたが、通常ですと、満車になるとい
うことはありませんでした。

○学識経験者委員B

最初から駐車できる場所さえ確保できていれば、そういう心配もないので、周
辺の公的機関などに協力してもらえればよいと思います。

○学識経験者委員E

「裁判所工事中、令和8年度開庁、入り口はこちら、駐車場はありません」など
と大きく表示すればいいと思います。現在は、そのあたりの表現が地味という気が
します。

○委員長

ありがとうございます。御意見がありましたように、控え目過ぎるところがある
のではないかと感じているところです。

○学識経験者委員A

廊下自体に点字表示がないことが気になりました。また、庁舎内に入られてからは、車椅子に乗って移動することはできるのでしょうか。また、杖をついた方などについてはどうされているのでしょうか。

○事務担当者

仮庁舎のため一般的なものとしては用意しておりません。窓口をお尋ねいただくというのが前提になっているのが現状です。

○学識経験者委員A

職員が付添いで御案内するなどの対応をされているのですか。

○事務担当者

はい。

○学識経験者委員C

裁判所に入って守衛さんに聞くというのも、とてもハードルが高いと思います。また、民事の受付も、家庭裁判所の受付もいずれも扉が閉めてあって、ここに入っているのかという気持ちになります。確かに民事受付などと書いてありますが、中に入って声をかけてくださいとか、やっぱり何か気軽に声をかけやすくなるような表示があったほうがよいと思います。

また、本来一般の人が入ってよい場所とそうでない場所の区別が仮庁舎の中では分からないので、区別があったほうが分かりやすく、入ってよい場所はオープンにしておくなど配慮をした方がよいと思います。

○委員長

ありがとうございます。仮庁舎での執務は昨年8月末に開始し、夏の頃は扉が開いていましたが、最近では廊下の冷え込みもあって閉めており、これはある意味、裁判所職員の都合でやってしまっているところがあるのではないかと思い、反省したところです。

○学識経験者委員B

守衛さんは庁舎内を巡視される場合もあるということだと、出入口には誰も案

内をする者がいないという状況だと思います。それを踏まえ、受付のところにインターホンや電話などを置き、来庁者がどこに行けばよいか分からない時に、すぐに総務課につながるようにして御案内ができるようにしておけば親切であると思います。

また、AEDが正面入口にあるということですが、こういう公共的な建物にはAEDがあるだろうと思って結構駆け込んでくる状況も予想されます。しかし、AEDの設置場所がわかりにくいと思いました。

○学識経験者委員D

公共交通機関の利用に関し、循環バスの利用についても案内していただけたらよいと思います。

○裁判官委員H

私は裁判官として民事裁判を担当しております。民事裁判の来庁者は弁護士が多く、案内が不要である場合が多いのが実情ですが、裁判所に何度も来ることのない一般来庁者の方の視点での案内表示が重要であるとの有益な御意見を頂戴し、ありがとうございました。

階段の昇降機も御覧いただいたところですが、実際のところは車椅子を利用される方などには、1階にある別の法廷などを積極的に利用していただくように配慮しています。

○委員長

本日はいろいろ有意義な御意見を伺い、ありがとうございました。いただいた御意見を踏まえて、より分かりやすく、利用しやすい庁舎の案内表示を目指して、積極的に見直していきたいと思っております。